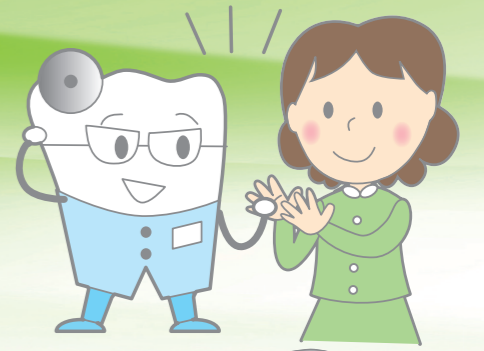




矯正治療をお考えの方へ

歯並びが悪いと、口元がおかしくなるだけでなく、虫歯や歯周病になりやすくなったり、発音がおかしくなることもあります。また、食物を噛む能力も低くなります。歯科矯正はこのような障害を除いて、心身ともに健康な状態にするとともに、このような不正にならないように予防する歯科医学です。



矯正治療について

歯並びの悪い人は、あご（歯槽骨）の大きさと歯の大きさとの釣り合いがとれていない場合が多いようです。小さなあご（歯槽骨）に大きな歯が並べば、出っ歯になったり、乱ぐい歯になったり、八重歯になったりします。こんな時は、土台の大きさを横や前、後ろに広げたり、どうしても時は歯の数を減らしてあご（歯槽骨）の大きさにあわせなければなりません。もちろん歯を抜いた場合の隙間は残りの歯を移動して閉じます。

悪い歯並びを治すには歯を移動します。しかし、歯の根はあご（歯槽骨）の中に埋まっているので、歯が動くためには、根の埋まっている周囲の骨が吸収したり、あるいは新たに骨が出来たりする必要があります。この骨の吸収やできあがりの早さは個人差がありますので歯の移動時間にも個人差があります。歯を動かし、上下のかみ合わせを治すのには、短い場合でも2年くらいかかります。

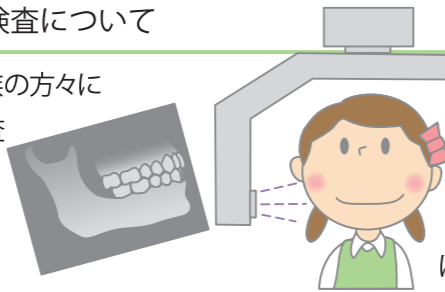
矯正治療の開始時期について

矯正治療をするのに何歳頃がよいのでしょうか。ある場合は乳歯の時期（3～5才）に、ある場合には永久歯が生えそろう時期に治療した方がよいことがあります。また、乳歯から永久歯に

移行する期間（6～12歳頃）に治療した方がよい結果を得られる場合もあります。このように不正の種類や程度によって違ってきますので、患者さん一人一人について、よく調べた上でご説明致します。

治療を開始する前の診査と検査について

矯正治療をはじめるときの時は、本人や家族の方々に歯並びに関するいろいろな質問、調査を行います。また、歯の型を採ったり、顔や頭の写真やレントゲン写真を撮り、詳細に診査と検査を行います。



この診査と検査の結果を基に、問題とその治療の方法や装置、治療に要する大体の期間などをお話し致します。矯正装置には沢山の種類がありますが、その歯並びを治すのに一番効果的な装置を使います。

矯正治療に伴うリスクについて

矯正治療に用いられる装置は歯に固定され自分では取り外しできないもの（固定式）と、自由に取り外しが出来るもの（可撤式）があります。固定式の装置では歯磨きをうまくしないと装置の周りに食べ物の残りカスが停滞し、虫歯あるいは歯茎の病気の原因となることがあります。食事の後は必ず歯磨きを丁寧に行いましょう。矯正装置をつけた後の歯磨きの方法はご指導致します。

また、歯の移動には歯の頭だけではなく歯根の移動も必要です。歯は様々な位置にずれているので、正しい位置に移動する時の方向や量によって歯根に大きな負担がかかり、吸収されることがあります。治療前、あるいは治療期間中に行う診査や検査によってこの負担を出来るだけ小さくし歯根の吸収を押さえるように注意しています。

治療に伴う痛みについて

治療にとりかかりますと矯正装置を使って歯や骨を動かしていきます。人によって異なりますが、通常、装置を装着あるいは調節して、歯の移動をはじめると



痛み

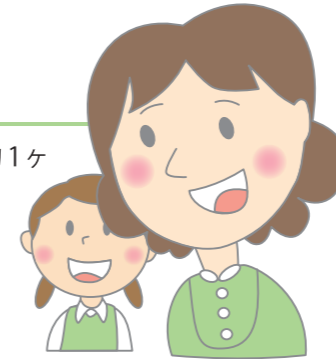
半日後くらいから2日～1週間ほど痛みを感じる場合があります。特に、成人の場合には少し痛みが長引くことがあります。我慢できない痛みではありません。

治療中の食事について

一般の歯科でつめたり、かぶせたりする補綴物はできるだけとれたりしない方がよいのですが、矯正装置は治療後に必ずはずすものです。従って、矯正装置を歯につける装着材は比較的はずし易いものを使用しています。このため、硬いセンベイや厚い肉、氷などをバリバリかむとはずれてしまいます。また、ガムはくっついてはがれなくなることがあります。硬いものと大きなものや粘着性のものは、治療期間中は避けてください。

通院について

装置が入った後は、一般的には約1ヶ月に一度の割合で通院していただきます。それは矯正装置が働く期間に限度があるからです。あるところまで歯や骨が動いてしまふとそれ以上は装置が働かなくなります。そこで、次に来院日に装置を調節して、ある期間働くようにします。ただ、装置の種類によって成長期や、永久歯に生え代わる時期、後戻り防止の時期などは数ヶ月単位の来院になる場合もあります。指示する間隔できちんと通院しないと、よい治療結果は得られません。

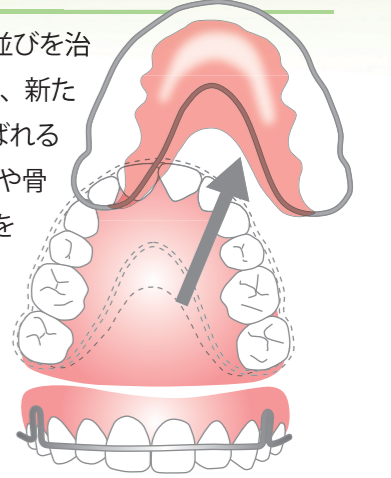


約束を守ることが出来ない人は治りません

予約の約束を守ることができないとか、装置を先生の指示通りに使わなかったり、自分でいじって何度も壊す方がいますが、こういう方の治療の責任は負いかねます。特にお子さまの場合は、はじめによく言い聞かせて於いてください。

保定について

歯並びがよくなってからは、歯並びを治すために使用した装置を撤去し、新たに保定装置（リテーナー）と呼ばれる取り外し式の装置を入れて、歯や骨が新しい位置で安定してくるのを待ちます。そのことを保定といい、通常、歯並びを治すのにかけた期間と同じ期間が必要であると言われています。この時期には、通院は2、3ヶ月に一回でよくなります。ところが患者さんの方でこれだけ治ったからもうよいと、勝手に判断して保定装置も使用しないで通院をやめる方がいます。この時期は、見かけは治ったようでも、まだ安定した状態になっていないので、すぐに治療前のような状態に戻ります。先生が大丈夫と言うまでは保定装置を使ってください。理想としては保定装置は一生使って欲しいのですが…



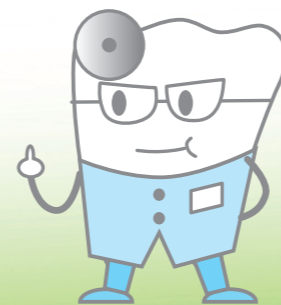
後戻り防止装置を十分に使用したのに後戻りしてしまったら、装置料は無料で再治療致します。しかし、この装置の使用が不十分で再治療が必要になった際には、治療の一部が有料となることがありますのでご了承下さい。

顎関節症について

顎関節症とは、口を開ける時に顎関節部に痛みや音を伴ったり、あるいは動きがスムーズでなかったりするいろいろな症状をまとめた呼び名です。顎関節症は、いろいろな原因が重なって起こると考えられています。その原因の一つとしてかみ合わせによるものもあると考えられていますが、その関係は明らかではありません。かみ合わせを正しくすることで顎関節症の症状が軽減されたりすることがありますが、かみ合わせが原因でない場合は治らない場合もあります。

その他

患者さんの不注意による矯正装置の紛失、または破損については、修理、再製作料として、また、特別な処置が必要になった際は実費を申し受けます。



やくそく